

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	39	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税 事業所税 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (都市計画税)		
要望項目名	土地に係る固定資産税における所要の措置		
要望内容 (概要)	土地に係る固定資産税について、社会経済情勢、地価動向等を踏まえ、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。		
関係条文			
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 新型コロナウイルス感染症収束後の経済の力強い回復を図るとともに、日本経済をデフレに後戻りさせず、経済再生を確かなものとする</p> <p>(2) 施策の必要性 令和3年度税制改正において、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられたところ。 景気は持ち直しの動きが見られるものの、1月以降の緊急事態宣言の影響等により、依然として厳しい状況が続いているところ、納税者の負担軽減を図るとともに、新型コロナウイルス感染症収束後の経済の力強い回復を図り、日本経済をデフレに後戻りさせず、経済再生を確かなものとするため、社会経済情勢、地価動向等を踏まえ、必要な検討を行い、所要の措置を講じる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>・経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抄）</p> <p>第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン</p> <p>1. 経済の現状と課題 (当面の経済運営の課題)</p> <p>今後とも、感染拡大防止に全力を尽くし、機動的なマクロ経済運営によって事業や雇用、国民生活を支えながら、医療提供体制の強化やワクチン接種を促進していく。こうした取組が経済活動を拡大するための確固たる基盤となり、感染症を乗り越えて、更なる需要や成長に向けた投資意欲を呼び起こす。その上で、世界経済の回復ペースが加速していることを踏まえ、デフレに決して戻さないとの強い決意の下、外需を取り込みながらあらゆる政策を総動員して経済回復を確実なものとしていく。</p> <p>4. 感染症の克服と経済の好循環に向けた取組 (2) 経済好循環の加速・拡大</p> <p>日本経済をデフレに後戻りさせず、経済の好循環を加速・拡大させるため、まずは感染症の厳しい経済的な影響に対し、引き続き、重点的・効果的な支援策を躊躇なく講じ、事業の継続と雇用の確保、生活の下支えに万全を期す。（中略）</p> <p>引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。</p> <p>・経済産業省政策評価体系 経済成長 経済基盤</p>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・経済回復 ・都市再生・地域再生の推進
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同一
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—

	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
相 當 性	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—
	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 16 年度 平成 18 年度 平成 21 年度 平成 24 年度 平成 27 年度 平成 30 年度 令和 3 年度	商業地等に係る減額措置 創設 延長 延長（商業地等に係る減額措置） 税負担急増土地に係る減額措置 創設 延長（商業地等に係る減額措置及び税負担急増土地に係る減額措置） 延長（同上） 延長（同上） 延長（同上） 令和 3 年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く据置